

津波災害又は水害時における緊急一時
避難施設としての使用に関する協定書（案）

伊予市（以下「甲」という。）及び〇〇〇〇防災会（以下「乙」という。）と
〇〇〇会社（以下「丙」という。）とは、津波災害又は水害（以下「津波災害等」
という。）が発生、又はおそれがあるときに、地域住民等の避難の円滑化を図る
ため、丙の所有する施設を緊急一時避難施設（以下「避難建物」という。）とし
て使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 丙は、自己の所有する次に掲げる建物を、津波災害等が発生し
又は発生するおそれのあるときに、一時避難建物として地域住
民等に使用させるものとする。

- （１）住 所 伊予市〇〇〇町〇〇〇丁目〇番
- （２）所有者
- （３）名 称
- （４）構造等 鉄筋コンクリート造 〇階建
- （５）建築年 昭和〇〇年
- （６）使用場所 指定した 廊下
- （７）使用可能時間 時間
- （８）収容人数 約〇〇名

（避難対象者）

第2条 避難建物の避難対象者は〇〇地区の住民を基本とするが、当該
地区において就労中又は通過中の者も同様とする。（以下「地域
住民等」という。）

（使用目的及び期間）

第3条 避難建物の使用目的及び期間は、地域住民等の避難施設として、
津波災害等が発生し又は発生するおそれがあるときから、安全
を確認したときまでとする。使用後は、甲、乙において現状に
復するよう努めるものとする。（但し、津波・地震による損害は
除く。）

（目的外使用の禁止）

第4条 甲、乙は、避難建物を前条に定める規定以外には使用しないも
のとする。

（使用料等）

第5条 避難建物の使用料は無料とする。

（使用者責任）

第6条 甲、乙及び丙は、避難建物に地域住民等が避難した際に発生し
た事故等に対する責任を一切負わない。

(相互協力)

第7条 乙と丙は、津波による避難時に地域住民等や施設入居者の状態に応じて相互協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努める。また、地震等が発生した際には、当該地域に居住しない人々に対しても地域住民と同様に扱い、一人でも多くの命を守ることができるよう努める。

(施設変更の情報提供)

第8条 丙は、避難建物に指定した建物が増改築により、使用場所や経路等が変更になった場合は甲、乙に情報提供し、必要に応じて甲、乙、丙が協議し、協定内容を変更する。

(有効期限)

第9条 この協定の締結期間は、協定締結の日の属する年度の3月31日までとする。

2. 前項の期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙、丙いずれかから申出がない場合は自動的に1年延長するものとし、その後も毎年この例による。

3. 年度とは、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙丙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 伊予市米湊 820 番地
伊予市長 武智 邦典 ⑩

乙 伊予市〇〇丁目〇番〇号
連合〇〇自主防災会
会長 〇〇〇〇 ⑩

丙 伊予市市〇〇町〇丁目〇番〇号
会社名 (ビル名)
代表 〇〇〇〇 ⑩